

大切な手続きです

改正NPO法説明会と交流会

2017年10月19日(木) 13:30～15:30

宝塚市立男女共同参画センター・エル

定員 50名

無料

各線宝塚駅前

全ての法人に必要

3月決算の団体は来年の総会で定款変更が必要になります

5つの改正概要

- ①事業報告書等の備え置き期間が5年に延長になります
- ②資産総額の登記は不要、貸借対照表の公告が必要になります
- ③NPO法人設立や定款変更にかかる縦覧期間が短縮になります
(兵庫県は国家戦略特区の特例により2週間)
- ④仮認定NPO法人の名称が特例認定NPO法人にかわります
- ⑤認定・特例認定NPO法人の海外送金等の書類が事後提出になります

講師：兵庫県企画県民部県民生活局県民生活課

兵庫県の担当職員の
説明です



▶▶ 説明会後に交流会を行います！

名刺や活動パンフレットなどをお持ちください！

お申込み・お問合せ 認定NPO法人 宝塚NPOセンター

TEL：0797-85-7766 FAX：0797-85-7799 E-mail：zukanpo@hnpo.net

〒665-0845 宝塚市栄町2-1-1 ソリオ1・3F (受付時間/火～土曜日9:00～18:00 ※祝日を除く)

申込書

お申込み〆切日：10月12日(木)

団体名	お名前 (参加者全員のお名前をご記入ください)	参加人数 人
電話	E-mail	

この申込書に記入された個人情報は、講座運営に関する連絡のみを目的に使用します。